

大和市教育委員会 12月定例会

日 時 平成 22 年 12 月 22 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 46 号) 大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第 2 (議案第 47 号) 平成 22 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

日程第 3 (議案第 48 号) 行政文書非公開決定取消等請求に係る訴訟について

日程第 4 (報告第 2 号) 平成 22 年度大和市教育費補正予算について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 46 号

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 12 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

大和市立図書館条例施行規則（昭和 31 年大和市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「(第 8 条～第 15 条)」を「(第 8 条～第 17 条)」に、「(第 16 条～第 18 条)」を「(第 18 条～第 20 条)」に改める。

第 3 条第 1 項中「土曜日、日曜日」を「日曜日、土曜日」に、同条第 2 項中「教育委員会」を「大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第 6 条第 2 号中「館内」の次に「の指定の場所以外」を加える。

第 7 条中「汚損したり」を「汚損し」に改める。

第 9 条第 1 項中「14 日以内」を「、貸出しをした日の翌日から起算して 14 日」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、貸出期間の満了する日が休館日に当たるときは、その翌日以降の最初の開館日を貸出期間が満了する日とする。

第 9 条第 2 項中「90 日以内」を「、貸出しをした日の翌日から起算して 90 日」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、貸出しの点数及び期間を変更することができる。

第 18 条を第 20 条とし、第 17 条を第 19 条とし、第 16 条を第 18 条とし、第 15 条を削る。

第 14 条を第 17 条とし、第 13 条を第 16 条とし、第 12 条を第 14 条とし、第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（利用者カードの有効期間）

第 15 条 利用者カードの有効期間は、交付の日から 5 年間とする。

第 11 条第 4 項を削り、同条を第 13 条とする。

第 10 条の次に次の 2 条を加える。

（督促）

第 11 条 教育委員会は、図書館資料の貸出しを受けたものが、貸出期間満了後、当該資料を返還しない場合は、書面、電話等で督促を行うものとする。

(貸出しの停止)

第12条 教育委員会は、図書館資料の貸出しを受けたものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを停止することができる。

- (1) 前条に規定する督促をしてもなお当該資料を返却しない場合。
- (2) 第7条に規定する賠償をしない場合。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条第4項を削る改正規定は、平成23年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 第14条の次に1条を加える改正規定の施行の際、現に交付されている利用者カードの有効期間は、この規則の施行の日から起算して5年間とする。

大和市立図書館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
○大和市立図書館条例施行規則	
目次	○大和市立図書館条例施行規則
第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)	第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)
第 2 章 図書館資料の館外貸出し(第 8 条～第 17 条)	第 2 章 図書館資料の館外貸出し(第 8 条～第 15 条)
第 3 章 雜則(第 18 条～第 20 条)	第 3 章 雜則(第 16 条～第 18 条)
附則	附則
(開館時間)	(開館時間)
第 3 条 大和市立図書館(以下「図書館」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 8 時までとする。ただし、 <u>日曜日、土曜日</u> に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前 9 時から午後 6 時までとする。	第 3 条 大和市立図書館(以下「図書館」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 8 時までとする。ただし、 <u>土曜日、日曜日</u> 及び国民の祝日に規定する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前 9 時から午後 6 時までとする。
2 前項の規定にかかわらず、 <u>大和市教育委員会</u> (以下「教育委員会」という。)が必要と認めるとときは、開館時間を臨時に変更することができる。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会</u> が必要と認めるとときは、開館時間を臨時に変更することができる。
(遵守事項)	(遵守事項)
第 6 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。	第 6 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
(1) 指定場所以外では喫煙しないこと。	(1) 指定場所以外では喫煙しないこと。
(2) 館内の指定の場所以外では飲食しないこと。	(2) 館内では飲食しないこと。
(3) 関係職員の指示に従うこと。	(3) 関係職員の指示に従うこと。
(損害賠償義務)	(損害賠償義務)

第7条 図書館資料を紛失又は汚損したり、又は図書館の施設若しくは設備を損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむをえないと認めたときは、この限りでない。

第2章 図書館資料の館外貸出し

(貸出しの点数及び期間)

第9条 図書館資料の貸出しを受ける場合の貸出期間は、貸しをした日
の翌日から起算して14日とする。ただし、貸出期間の満了する日が
休館日に当たるときは、その翌日以後の最初の開館日を貸出期間が満了
する日とする。

2 前項の規定に限わらず、前条第3号及び第5号に規定する団体が、図書
館資料の貸出しを受ける場合の点数は1回につき300点以内とし、貸出
期間は、貸しをした日の翌日から起算して90日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるとときは、貸出し
の点数及び期間を変更することができる。

(貸出し図書館資料の制限)

第10条 (略)

(備註)

第11条 教育委員会は、図書館資料の貸出しを受けたものが、貸出期間満
了後、当該資料を返却しない場合は、書面、電話等で督促を行うものと
する。

(貸出しの停止)

第12条 教育委員会は、図書館資料の貸出しを受けたものが、次の各号の
いずれかに該当する場合は、貸しを停止することができる。

第7条 図書館資料を紛失又は汚損したり、又は図書館の施設若しくは設備
を損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委
員会がやむをえないと認めたときは、この限りでない。

第2章 図書館資料の館外貸出し

(貸出しの点数及び期間)

第9条 図書館資料の貸出しを受ける場合の貸出期間は、14日以内とする。

2 前項の規定に限わらず、前条第3号及び第5号に規定する団体が、図書
館資料の貸出しを受ける場合の点数は1回につき300点以内とし、貸出
期間は、貸しをした日を受ける場合の貸出期間は、14日以内とする。

(貸出し図書館資料の制限)

第10条 (略)

(備註)

第11条 教育委員会は、図書館資料の貸出しを受けたものが、貸出期間満
了後、当該資料を返却しない場合は、書面、電話等で督促を行うものと
する。

(貸出しの停止)

第12条 教育委員会は、図書館資料の貸出しを受けたものが、次の各号の
いずれかに該当する場合は、貸しを停止することができる。

(1) 前条に規定する督促をしてもなお当該資料を返却しない場合。

(2) 第7条に規定する賠償をしない場合。

(貸出しの手続)

第13条 図書館資料の貸出しをを受けようとするものは、貸出登録票に所定の事項を記入し、住所、氏名等を証する書類を添えて提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する貸出登録票の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、利用者カードを交付するものとする。

3 図書館資料の貸出しを受ける場合は、前項に規定する利用者カードを職員に提出しなければならない。

4 利用者カードの交付を受けたものは、大和市 ICカードの利用に関する条例(平成13年大和市条例第20号)第2条第1号に規定するICカード及び大和市民基本台帳カードの利用に関する条例平成16年条例第22号)第2条第1項のサービスを受けることのできる住民基本台帳カード(以下「ICカード等」という。)を、希望により利用者カードとして使用することができる。この場合において、貸出しの手続きに必要な機能及び利用者番号をICカード等に記録するものとする。

(登録内容の変更)

第14条 利用者カードの発行を受けた者が、登録内容を変更したときは、速やかにその旨を届出なければならない。

(利用者カードの有効期間)

第15条 利用者カードの有効期間は、交付の日から5年間とする。

(利用者カードの再交付)

(貸出しの手続)

第11条 図書館資料の貸出しを受けようとするものは、貸出登録票に所定の事項を記入し、住所、氏名等を証する書類を添えて提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する貸出登録票の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、利用者カードを交付するものとする。

3 図書館資料の貸出しを受ける場合は、前項に規定する利用者カードを職員に提出しなければならない。

4 利用者カードの交付を受けたものは、大和市 ICカードの利用に関する条例(平成13年大和市条例第20号)第2条第1号に規定するICカード及び大和市民基本台帳カードの利用に関する条例平成16年条例第22号)第2条第1項のサービスを受けることのできる住民基本台帳カード(以下「ICカード等」という。)を、希望により利用者カードとして使用することができる。この場合において、貸出しの手続きに必要な機能及び利用者番号をICカード等に記録するものとする。

(登録内容の変更)

第12条 利用者カードの発行を受けた者が、登録内容を変更したときは、速やかにその旨を届出なければならない。

(利用者カードの再交付)

第16条 利用者カードを紛失したときは、速やかに届け出で再交付を受けなければならない。

(利用者カードの譲渡等の禁止)

第17条 利用者カードの交付を受けたものは、その利用者カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(返還)

第18条 利用者カードを紛失したときは、速やかに届け出で再交付を受けなければならない。

第19条 利用者カードの譲渡等の禁止

第20条 利用者カードの交付を受けたものは、その利用者カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

第3章 雜則

(図書等の複写)

第18条 図書館資料の複写を希望する者(以下「申込者」という。)は、図書館資料複写申込書により教育委員会に申し込まなければならない。

2 図書館資料の複写は、一複写部分につき一部とする。

3 前項に規定する複写に要する費用は申込者の負担とし、その費用は乾式複写機等により写しを作成する場合(日本工業規格のA列3番までとする。)1枚10円とする。ただし、公務上複写をするとき、又は教育委員会が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(様式)

第19条 この規則の規定により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

第13条 利用者カードを紛失したときは、速やかに届け出で再交付を受けなければならない。

(利用者カードの譲渡等の禁止)

第14条 利用者カードの交付を受けたものは、その利用者カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

第15条 図書館資料の貸出しを受けたものは、図書館資料の貸出期間が満了する日までに当該資料を返還しなければならない。

第3章 雜則

(図書等の複写)

第16条 図書館資料の複写を希望する者(以下「申込者」という。)は、図書館資料複写申込書により教育委員会に申し込まなければならない。

2 図書館資料の複写は、一複写部分につき一部とする。

3 前項に規定する複写に要する費用は申込者の負担とし、その費用は乾式複写機等により写しを作成する場合(日本工業規格のA列3番までとする。)1枚10円とする。ただし、公務上複写をするとき、又は教育委員会が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(様式)

第17条 この規則の規定により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条第4項を削る改正規定は、平成23年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 第14条の次に1条を加える改正規定の施行の際、現に交付されている利用者カードの有効期間は、この規則の施行の日から起算して5年間とする。

議案第 47 号

平成 22 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

平成 22 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 12 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 泽 正

議案第 48 号

行政文書非公開決定取消等請求に係る訴訟について

行政文書非公開決定取消等請求に係る訴訟について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 12 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 泽 正

報告第 2 号

平成 22 年度大和市教育費補正予算について

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 40 年大和市教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり教育長が事務を臨時に代理したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 22 年 12 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 泽 正

教育委員会

〔単位:千円〕

平成22年度12月補正予算

歳入

科 目	補正前予算	補正額	補正後予算	備 考
15-2-6 特定防衛施設周辺整備調整交付金	297,300	40,281	337,581	
1 特定防衛施設周辺整備調整交付金	297,300	40,281	337,581	
09 小学校教材等整備事業補助金	0	40,281	40,281	10-02-02-08 小学校教材等整備事業

歳出

款 項 目 (事業名)	補正前予算	補正額	補正後予算	備 考
10-2 小学校費	1,379,640	△ 22,850	1,356,790	
2 教育振興費	475,749	△ 22,850	452,899	
08 小学校教材等整備事業	126,155	△ 22,850	103,305	電子黒板機能関連備品購入金の額確定に伴う減額補正です。